

正会員仕事配分に関する基準

公益社団法人厚木市シルバー人材センター正会員仕事配分に関する基準について次のとおり定める。

- 1 この基準に定める仕事配分とは、新規受注及び既存受注で従事会員の交替があった場合継続的な業務について、会員の希望職種に基づき提供することをいう。
- 2 仕事配分は、過去1年間の次に掲げる項目を総合的に判断し、提供するものとする。
 - (1) 未就業の会員及び就業日数50日以下
 - (2) センター事業に積極的に参加した者
 - ア 接遇研修会受講者
 - イ ボランティア活動参加者
 - (ア) 一日奉仕の日
 - (イ) シルバーの日
 - ウ 地域班活動参加者
 - (ア) 班会議出席意思表示者
 - (イ) 普及啓発リーフレット等の配付
 - エ 定時総会出席意思表示者
 - (3) その他、センター事業の協力者、会員の就業状況（安全、適正就業状況含む）、受託業務の内容及び実年齢を考慮に入れる。
- 3 この基準は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2項第3号の基準については、平成27年10月1日から施行する。